

## 特定生産緑地の解除及び変更

生産緑地法(昭和49年法律第68号)第10条の6第1項の規定に基づき特定生産緑地の指定を解除及び変更したため、同法第10条の6第2項の規定に基づき準用される第10条の2第4項の規定により、次のように公示する。

種別	番号	位置	特定生産緑地の面積	公示日
変更	A第37号	狭山市鶴ノ木地内	約 0.07ha	令和8年1月7日
変更	A第38号	狭山市鶴ノ木地内	約 0.09ha	令和8年1月7日
変更	A第38号	狭山市鶴ノ木地内	約 0.06ha	令和8年1月7日
解除	F第35号	狭山市笹井二丁目地内	約 0.15ha	令和8年1月7日

「区域は解除図表示のとおり」